特 定 商 品 と 量 目 公 差

1	第1種量目公差	
\cup	商品の表示量(取引量)	公差
	5g以上 50g以下	-4%
	50gを超え 100g以下	-2g
	100gを超え 500g以下	-2%
	500gを超え 1kg以下	-10%
	1kgを超え 25kg以下	-1%

2	第2種量目公差					
	商品の表示量(取引量)	公差				
	5g以上 50g以下	-6%				
	50gを超え 100g以下	-3g				
	100gを超え 500g以下	-3%				
	500gを超え 1kg以下	-15%				
	1kgを超え 25kg以下	-1%				

		(表	示量の単位がmlの場合を含む)	<u></u>	•	
特定商品 (量目公差が定められている商品)			正味量表記義務商品 (左のうち密封した時に量目表記等が必要な商品)	公差	量目公差が 適用される 取引の上限	
加食 工肉 品・	食肉(鯨肉を除く)並びにその冷凍品及び加工品			すべて該当	1	5kg
	魚(魚卵を含む)、貝、いか、たこその他の水産 動物(食用のものに限り、ほ乳類除く)並びにその 冷凍品及び加工品		用のものに限り,ほ乳類除く)並びにその			
		(1)	生鮮のもの及び冷蔵したもの並びに冷凍品	冷凍貝柱及び冷凍えび	2	5kg
魚介・加工品		(2)	乾燥し、又はくん製にしたもの、冷凍食品 (加工した水産動物を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限る)及びそぼろ、みりんぼしその他の調味加工品	(1) 干しかずのこ、たづくり及び素干しえび (2) 煮干しし、又はくん製したもの (3) 冷凍食品(貝、いか及びえびに限る) (4) 調味加工品(たら又はたいのそぼろ又はでんぶ 及びうにの加工品に限る)	2	5kg
		(3)	(2)に掲げるもの以外の加工品	(1) 塩かずのこ、塩たらこ、すじこ、いくら及びキャビア (2) 缶詰、魚肉ハム及び魚肉ソーセージ、節類及び 削節類、塩辛製品並びにぬか、かす等に漬けたもの	1	5kg
海藻	海濱	薬及び	その加工品	生鮮のもの、冷蔵したもの、干しのり又はのりの加工品以外 のもの	2	5kg
			成熟の豆類を含む)及びその加工品(漬物以外の を除く)			
		(1)	生鮮のもの及び冷蔵したもの	(すべて非該当)	2	1 Okg
野菜		(2)	缶詰及び瓶詰、トマト加工品並びに野菜ジュース	すべて該当	1	5kg又は5l
加工品		(3)	漬物(缶詰及び瓶詰を除く)及び冷凍食品(加工した野菜を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限る)	左に掲げるもの(らっきょう漬以外の小切り又は細刻していない漬物を除く)	2	5kg
		(4)	(2)又は(3)に掲げるもの以外の加工品	きのこ加工品及び乾燥野菜	1	5kg
	果乳	実及び	その加工品(果実飲料原料を除く)			
		(1)	生鮮のもの及び冷蔵したもの	(すべて非該当)	2	10kg
果実・加工品		(2)	漬物(缶詰及び瓶詰を除く)及び冷凍食品(加工した果実を凍結させ,容器に入れ,又は包装したものに限る)	すべて該当	2	5kg
		(3)	(2)に掲げるもの以外の加工品	缶詰及び瓶詰、ジャム、マーマレード、果実バター並びに 乾燥果実	1	5kg
	調理	調理食品				
総菜・その他		(1)	即席しるこ及び即席ぜんざい	すべて該当	1	1kg
		(2)	(1)に掲げるもの以外のもの	冷凍食品, チルド食品, レトルトパウチ食品並びに缶詰及び 瓶詰	2	5kg
	つく	だに		すべて該当	1	1kg
	_					

	特定商品 (量目公差が定められている商品)	正味量表記義務商品 (左のうち密封した時に量目表記等が必要な商品)	公 差	量目公差が適用される
加豆	豆類(未成熟のものを除く)及びあん, 煮豆その他の豆の加工品	夏類		
工類 品·	(1) 加工していないもの	すべて該当	1	1 Okg
	(2) 加工品	あん, 煮豆, きなこ, ピーナッツ製品及びはるさめ	1	5kg
菓子類		(1) ビスケット類, 米菓及びキャンデー(ナッツ類, クリーム チョコレート等をはさみ, 入れ、又は点けたものを除く ものとし, 1個の質量が3g未満のものに限る) (2) 油菓子、(1個の質量が3g未満のものに限る) (3) 水ようかん(くり, ナッツ等を入れたものを除くものとし, 缶入りのものに限る) (4) ブリン及びゼリー(缶入りのものに限る) (5) チョコレート(ナッツ類, キャンデーを入れ, 若しくはつ けたもの又は細エものを除く) (6) スナック菓子(ポップコーンを除く)	1	5kg
	精米及び精麦	すべて該当	1	25kg
加穀	米粉、小麦粉その他の粉類	すべて該当	1	10kg
工類 品·	でん粉	すべて該当	1	5kg
	もち, オートミールその他の穀類加工品	すべて該当	1	5kg
	ふりかけ並びにごま塩,洗いごま,すりごま及びいりこ	ずべて該当	1	1kg
	めん類	ゆでめん又はむしめん以外のもの	2	5kg
	砂糖細工もの又はす	き間なく直方体状に積み重ねて包装した角砂糖以外のもの	1	5kg
調味	食塩、みそ、うま味調味料、風味調味料、カレールウ 食用植物油脂、ショートニング及びマーガリン類	すべて該当	1	5kg
	ソース、麺類等のつゆ、焼肉等のたれ及びスープ	すべて該当	1	5kg又は5l
	しょうゆ及び食酢	すべて該当	1	5l
	香辛料	破砕し、又は粉砕したもの	1	1kg
	はちみつ	すべて該当	1	5kg
	茶, コーヒー及びココアの調製品	すべて該当	1	5kg
乳製	牛乳(脱脂乳除く)及び加工乳並びに乳製品(乳酸菌 飲料を含む			
品	(1) 粉乳, バター及びチーズ	すべて該当	1	5kg
	(2) (1)に掲げるもの以外のもの	アイスクリーム類以外のもの	1	5kg又は5l
	飲料(医薬用のものを除く)			
飲 料	(1) アルコールを含まないもの	すべて該当	1	5kg又は5l
	(2) アルコールを含むもの	すべて該当	1	5l
	清涼飲料の粉末	すべて該当	1	1kg
	液化石油ガス	すべて該当	1	10kg又は10g
	灯油※	すべて該当	1	251
食 品	潤滑油	すべて該当	1	5l
以外	油性塗料、ラッカー、合成樹脂塗料及びシンナー (塗料用のものに限る)	すべて該当	1	5kg又は5l
	家庭用合成洗剤、家庭用洗浄剤及びクレンザー	すべて該当	1	5kg又は5l